

第 2 4 4 回
福岡県都市計画審議会会議録

令和 6 年 7 月 2 6 日
博多サンヒルズホテル 瑞雲の間A

午後 1 時30分 開会

(龍田都市計画課長補佐) それでは、定刻となりました。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は、司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の龍田と申します。

本日、20名の委員の皆様が御出席で、当審議會は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

資料の確認に入ります前に、前回の審議會以降に委員 2 名に交代がありましたので御紹介いたします。

まずは、市町村長の代表者である 3 号委員の方でございます。福岡県市長会副会長の林裕二様でございます。

(林委員) 朝倉市長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(龍田都市計画課長補佐) 続きまして、市町村の議会の議長を代表する 5 号委員として、福岡県市議會議長会会長の打越基安様でございます。なお、打越様は本日御欠席でございます。

以上、2 名の方に御就任いただきました。皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の資料について確認させていただきます。

資料は全部で 8 点でございます。まず、本日の配席図、委員名簿、次第でございます。以下、次第に配付資料一覧として掲げてございますが、順に申し上げます。1 点目は、第3842号議案、A 3 判のものでございます。2 点目は、同議案に係る委員用資料、A 3 判のものでございます。3 点目は、第3843号議案、A 3 判のものでございます。4 点目は、同議案に係る委員用資料、A 3 判のものでございます。最後に、当審議會の参考資料としまして都市計画法及び政令の抜粋でございます。

以上、次第等を含めまして全部で 8 点でございます。配付漏れはございませんでしょうか。

それでは、會議の議長につきましては、福岡県都市計画審議會運営規則第 4 条第 1 項の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、折登様にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(折登会長) それでは、定足数に達しているということですので、第244回福岡県都市計画審議會を開催したいと存じます。

委員の皆様のお席に関し、慣例に従いまして、正面に向かって右側から委員番号順とさ

せていただいておりますので御了承願います。番号については配付資料の審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手をしていただきますとマイクをお持ちいたします。御自分のお名前を述べてから発言されるようお願いいたします。

本審議会は公開となっております。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をよろしくお願いいたします。

では、早速審議に入ります。本日御審議いただきます議案は、第3842号及び第3843号の2議案となっております。

まずは第3842号議案について、幹事であります県都市計画課長から説明をよろしくお願いいたします。

(西都市計画課長) 県都市計画課長の西でございます。

まず、議案番号第3842号の区域区分の変更に関する議案につきまして、お手元配付のA3の委員用資料と前方のスクリーンと併せて御説明いたします。

委員用資料の1ページ目をお願いいたします。

左上の1、変更一覧です。今回の区域区分の変更は、福岡広域都市計画区域の糸島市池田東地区の約26.3ヘクタールを市街化区域へ編入するものでございます。

右上の3、人口フレームについて御説明いたします。

市街化区域は、無秩序な市街化区域の拡大を防止し、計画的な市街化を図るべき区域でございます。区域区分の算出に当たりましては、人口が最も重要な市街化規模の算出根拠となっており、整理した表がこちらの表となっております。

福岡広域都市計画区域の場合、基準年の10年後となります令和7年に市街化区域人口241万9,000人と推計しております。市街化区域内に配分する人口の231万人しか収容できず、保留する人口の11万人が区域区分を変更する際の算出の規模になり、今回の変更は、この11万人の範囲で行うものでございます。

次に、委員用資料の2ページ目をお願いいたします。

池田東地区の概要について御説明いたします。左上の3、当該地区の位置です。当該地区は、国道202号バイパスに隣接しており、JR周船寺駅、JR波多江駅からそれぞれ約1キロメートルのところに位置しています糸島市東部の地区でございます。左下は、地区

内の現況の写真になっております。大部分が農地であり、一部に住宅や保育園、コミュニティセンター、ゴルフ練習場が立地している状況です。

右側の計画の概要でございます。当該地区は、国道202号バイパス沿いで、福岡市側の市街地に接した利便性の高い地区で、その立地条件を生かして、今回、土地区画整理事業により、住宅や生活利便施設の立地を誘導し、増加傾向にある人口の受皿確保や生活サービス機能を創出する地区として市街化区域に編入するものでございます。

計画では、新たに約440の住宅や生活利便施設等の立地を予定しております。周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図るため、糸島市が用途地域及び地区計画の都市計画決定を同時に行う予定としております。

最後になりますが、スケジュールについて御説明いたします。委員用資料の1ページ目にお戻りください。

右下の4、スケジュールでございます。これまで関係機関との下協議を経まして、区域区分の変更に係る原案の申出を糸島市さんから受け、都市計画の原案の閲覧を2週間行いました。閲覧者1名、公述の申出はありませんでした。そのため、公聴会は中止にしております。

その後、都市計画の案の縦覧を2週間行いました。縦覧者は1名、意見書の提出はございませんでした。

また、糸島市へ意見照会を行いました。同様に意見はございませんでした。

本日、御審議の上、御承認を頂きましたら、国土交通大臣との法定協議を行いまして、区域区分等の変更の告示を行いたいと考えております。

説明は簡単ですが以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

第3842号議案について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) それでは、そのように決めます。

それでは、引き続きまして議案番号3843号についてです。引き続き県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(西都市計画課長) 議案番号第3843号の都市計画道路の変更に関する議案につきまして、先

ほどと同様、お手元のA3の委員用資料と前方のスクリーンにて御説明いたします。

委員用資料の1ページ目をお願いいたします。

まず左上の1、概要でございます。糸島市では、福岡県都市計画道路検証方針に基づきまして、社会情勢の変化、都市政策の転換、将来都市像の変化等に応じて、適宜、都市計画道路の検証、見直しを行っております。今回は、検証の結果、県決定によります1路線の都市計画道路の廃止を行うものです。

次に、2、個別路線変更の概要です。今回廃止します篠原前原線は、糸島市前原南一丁目を起点としまして糸島市前原中央二丁目を終点とする延長約750メートル、代表幅員16メートル、2車線の路線でございます。

本路線は、起点側約50メートルが県道雷山前原線上に、残る700メートルは現道がない箇所にも都市計画決定されております。県道が一部かぶるため、県の都市計画決定となっております。

次に、3、変更の理由でございます。都市計画道路の見直し検証におきまして、社会情勢の変化等に伴う本路線の必要性などについて検証したところ、西側において都市計画道路多久北新地線が整備されましたこと、東側では都市計画道路波多江泊線の事業が実施中でございます。これら2路線において、当該地区の南北方向の交通機能を代替することが可能であるという見込みになっておりますので、今回、この路線の廃止を決定したものでございます。

また、本路線と並走します県道雷山前原線には、全線において歩道またはグリーンベルトが設置されておりまして、歩行者の安全性も確保されております。

以上により、周辺道路網で機能を代替することが可能と判断し、今回廃止を行うものでございます。

最後になりますが、右下のスケジュールについて御説明いたします。

令和5年11月24日に糸島市から原案の申出を受けまして、令和6年2月7日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行いました。閲覧者はゼロ名、公述の申出はございませんでしたので、公聴会は中止しております。

次に、令和6年4月10日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者はゼロ名、意見書の提出はございませんでした。

また、糸島市へ意見照会を行いました。同様に意見はございませんでした。

本日、御審議の上、御承認を頂けましたら都市計画道路の変更の告示を行いたいと考え

ております。

説明は簡単ですが以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

(折登会長) ただいまの説明につきまして、何か御質問や御異議はございませんでしょうか。

どうぞ。

(辰巳委員) 福岡大学の辰巳でございます。

ちょっと私が聞きそこなったのかもしれないですけども、今の御説明では現道がないとおっしゃったかと思うんですが、今、地図で見ると小さな現道があるように思うんですけども、現道拡幅ではないのでしょうか。

(折登会長) 回答をよろしくお願いします。

(西都市計画課長) 先ほど説明したとおり、750メートルのうち50メートルは県道の雷山前原線とかぶっているというか、その上にあります。それからちょっと西側に今回配置する都市計画道路がずれておりまして、現道というか、狭い市道等はあるんですが、大きな現道等はありません。

(辰巳委員) 市道はあるということですね。

(西都市計画課長) 市道はあります。

(辰巳委員) 長期間にわたって建築の制限がかかっていたかと思うんですけども、それに対する地元の御意見とかはいかがでしょうか。

(西都市計画課長) 制限がかかっておりまして、その間、53条の申請が約29件出ております。53条の申請に係る点については、市民の方からも大きな問題はあっていませんでした。というのは、大きなビルが申請されるような状況ではなかったのではないかと把握しております。

(辰巳委員) 分かりました。そうすると、今回の廃止に伴って大きな抵抗というか、反対はないという理解でよろしいですね。

(西都市計画課長) はい。

(辰巳委員) 分かりました。ありがとうございます。

(折登会長) その他ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより議案の採決を行います。

第3843号について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

(折登会長) では、そのように決めます。ありがとうございました。

以上で本日の審議は全て終了いたしました。

ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。

議事録の署名は、辰巳委員と廣瀬委員にお願いいたします。なお、次回審議会につきましては、後日、事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力を頂き、ありがとうございました。お暑い中ですが、お気をつけてお帰りください。

これにて閉会といたします。

午後1時49分 閉会